

議 第 9 4 号

柏崎市議会議員及び柏崎市長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

柏崎市議会議員及び柏崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和7年（2025年）9月5日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市議会議員及び柏崎市長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市議会議員及び柏崎市長の選挙における選挙運動の公費
負担に関する条例（平成6年条例第1号）の一部を次のように改正す
る。

第8条及び第9条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第12条第1号中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、
同条第2号中「28円35銭」を「30円73銭」に、「507, 8
55円」を「530, 640円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県柏崎市議会議員及び柏崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年3月3日条例第1号）

改正後	改正前
<p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が前条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が8円38銭を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)</p> <p>第9条 第6条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>8円88銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た額とする。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第12条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、1,200枚以内であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第10条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>	<p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が前条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が7円73銭を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)</p> <p>第9条 第6条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た額とする。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第12条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、1,200枚以内であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第10条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(1) 選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて枚数とする。以下同じ。）が500枚以下である場合 <u>541円31銭</u>に当該ポスターの作成枚数を乗じて得た金額に237,200円を加えた金額を当該ポスターの作成枚数で除して得た金額（1円</p>
<p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第12条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、1,200枚以内であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第10条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(1) 選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて枚数とする。以下同じ。）が500枚以下である場合 <u>586円88銭</u>に当該ポスターの作成枚数を乗じて得た金額に237,200円を加えた金額を当該ポスターの作成枚数で除して得た金額（1円</p>	<p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第12条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、1,200枚以内であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第10条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(1) 選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて枚数とする。以下同じ。）が500枚以下である場合 <u>541円31銭</u>に当該ポスターの作成枚数を乗じて得た金額に237,200円を加えた金額を当該ポスターの作成枚数で除して得た金額（1円</p>

改正後	改正前
<p>未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。） (2) 選挙運動用ポスターの作成枚数が500枚を超える場合 <u>30円73銭</u>(この500枚を超える数を乗じて得た金額に<u>530,640円</u>を加えた金額を当該ポスターの作成枚数で除して得た金額</p>	<p>未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。） (2) 選挙運動用ポスターの作成枚数が500枚を超える場合 <u>28円35銭</u>(この500枚を超える数を乗じて得た金額に<u>507,855円</u>を加えた金額を当該ポスターの作成枚数で除して得た金額</p>